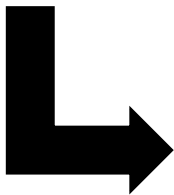


# 医療費をお知らせします

国民健康保険で診療を受けられた場合、医療機関等へ支払われる医療費は、皆様の負担している保険税等によって、まかなわれています。この貴重な財源を有効に使うため、また、皆様に国民健康保険制度と健康に対するご理解を深めていただくために、国民健康保険で受診された医療費の額を参考としてお知らせいたします。

## お知らせに関する留意点

- 医療機関からの請求書に基づき作成しているため、お知らせの作成時に請求書が国分寺市に到着していないもの、審査中のものについては記載されていません。また、審査機関で保険診療と認められなかった部分がある場合、領収書の金額と一致しません。
- 医療費の額のうち、7割（未就学児は8割、70歳以上の方は7割または8割）に相当する額が国分寺市から医療機関等へ支払われています。残りの3割（または2割）に相当する額が、医療機関等の窓口で実際に支払った金額です。
- 限度額認定証等の交付を受けている方は、別に定められた限度額までが窓口負担額となります。自己負担額が一定の基準額を超えた方には、別途、高額療養費の案内をお送りしています。
- 公費負担医療や地方自治体等が実施する医療費助成を受けている方は、3割（または2割）に相当する額の窓口での支払いはありませんが、各制度において別に定められた窓口一部負担金の支払いが生じる場合があります。
- 薬の容器、健康診断、差額ベッド代等の保険対象外の費用は含まれていません。
- 医療機関の名称変更、廃業の場合、「東京都医療機関」または「〇〇（道・府・県）医療機関」と記載されています。また、医療機関コードに変更があった場合にも、「東京都医療機関」または「〇〇（道・府・県）医療機関」と記載されることがあります。



### <医療費のお知らせに関する問い合わせ先>

国分寺市役所 保険年金課 国民健康保険係  
電話：042-325-0111（内線 314・315・547）

※医療費控除に関するご質問等はページ下の問い合わせ先へ



## 医療費通知を活用した医療費控除申告の留意点

- この医療費のお知らせでは、内科・歯科・調剤・訪問看護については令和4年12月～令和5年11月診療分、柔道整復については令和5年1月～令和5年12月に請求があった分が記載されています。医療費控除は申告する年の1月1日から12月31日までに支払った医療費が対象となります。
- 医療費控除の対象となる支出で、このお知らせに記載されていないもの（令和5年12月診療分など）や医療機関名等が表示されていない場合は、別途領収証に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付していただく必要があります。（この場合、医療費領収証は申告期限から5年間保存する必要があります。）
- 窓口負担額には、自己負担相当額が記載されています。実際に負担された額と異なる場合（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合）は、窓口負担額から公費負担医療の額を差し引く等の訂正をして申告してください。



### <医療費控除の申告に関する問い合わせ先>

\*確定申告される方

⇒ 立川税務署 電話：042-523-1181

\*市・都民税を申告される方

⇒ 国分寺市 課税課 住民税係

電話：042-325-0111（内線 327・328）

